

2024 年度

「働き方改革」理解度に関する調査結果

2024 年 8 月

一般社団法人石川県経営者協会

もくじ

I	調査結果の概要	1
II	調査結果表	4
III	規模別正答率	7
IV	調査結果表(規模別)	8
	1. 300人以上	
	2. 100人以上 300人未満	
	3. 50人以上 100人未満	
	4. 10人以上 50人未満	
	5. 10人未満	

I 調査結果の概要

石川県内に事業所があり、従業員 5 人以上の全業種を対象として、総計 7302 社に「働き方改革」理解度に関する調査を実施し、1052 社（回答率 14.4%）から回答を得て集計した。

調査の結果、正解数の内訳は次の通りとなった。

正解数	社数（パーセント）
14 問（全問）	10 社（1.0%）
13 問	47 社（4.5%）
12 問	73 社（6.9%）
11 問	149 社（14.2%）
10 問	165 社（15.7%）
9 問	167 社（15.9%）
8 問	155 社（14.7%）
7 問	127 社（12.1%）
6 問	92 社（8.7%）
5 問	35 社（3.3%）
4 問	19 社（1.8%）
3 問	8 社（0.8%）
2 問	1 社（0.1%）
1 問	1 社（0.1%）
0 問	3 社（0.3%）
平均正解数 8.9 問	計 1052 社

7 割（10 問）以上正解した企業が 444 社であり、正解率で 42.2%と 50%を割る数字となっている。これは、「同一労働同一賃金」に関する設問の正解率が低かったことが要因の一つである。

今後、さらに働き方改革の理解を深めていくことが重要となっている。

参考：昨年度の 7 割以上正解率 68.2%

注意：今年度と昨年度の問題が違う。回答企業が同一ではない。

1. 年次有給休暇

(1)出勤率が8割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

◆正解 ○

★正解率 47.9%

(2)年次有給休暇5日以上取得義務化の日数には時間単位の時間数は含まれない。

◆正解 ○

★正解率 54.1%

(3)年間の有給休暇取得率は50%以上となるよう義務付けられている。

◆正解 ×

★正解率 82.8%

●有給休暇は10日以上付与された場合5日以上取得しなければならないとされているが、何パーセント以上等の義務付けはない。

(4)4月に入社した新入社員に、4月から有給休暇を与えることができる。

◆正解 ○

★正解率 48.6%

2. 時間外労働等

(1)所定労働時間が7時間30分の企業で時間外を30分した場合、必ず25%以上の割増賃金を払わなければならない。

◆正解 ×

★正解率 61.4%

●一日の法定労働時間は8時間であり、この設問では8時間を超えていないので、30分の残業は法内残業となり、割増賃金を払う必要はない。当然ながら、払ってもかまわない。

(2)1ヶ月あたりの時間外労働の上限は原則として45時間、繁忙期でも特例として月100時間未満、2～6ヶ月平均で80時間以内となっている。

◆正解 ○

★正解率 78.1%

(3)2024年4月1日から、運送業、建設業、医師の時間外労働の上限は、月45時間、年360時間で、「特別条項付き36協定」を結んだ場合は、年720時間以内となる。

◆正解 ×

★正解率 37.4%

●時間外労働の上限は、特別条項付き36協定を結んだ場合は運送業で960時間、医師は960時間または1860時間以内となる。

(4)前もって休日と労働日を入れ替える振替休日では、休日労働に対する割増賃金の支払義務が発生しない。

◆正解 ○

★正解率 73.0%

3. 同一労働同一賃金

(1)同期入社の正社員同士が同一業務を行った場合、賃金は同程度にしなければならない。

◆正解 ×

★正解率 40.4%

●同一労働同一賃金は、同じ企業内の正規社員と非正規社員との待遇差をなくそうというものであり、同期入社の社員であったからといって、賃金を同程度にする必要はない。

(2)正社員と非正規社員が同じ業務を行っている場合、業務に関係しない研修でも、同一の機会を提供する必要がある。

◆正解 ×

★正解率 33.3%

●正社員と非正規社員が同じ業務を行っている場合、業務に関係がある場合は正社員と同様に非正規社員に同一の機会を提供しなければならないが業務に関係ない場合はその必要はない。

4. その他

(1)石川県の地域別最低賃金は、2024年6月現在933円である。

◆正解 ○

★正解率 91.8%

(2)フレックスタイム制には、必ず出勤しなければならない時間帯の設定が義務付けられている。

◆正解 ×

★正解率 63.3%

●フレックスタイム制には、必ず出勤しなければならない時間帯を設定する必要はない。

(3)副業や兼業を行うことで会社の業務に支障が出る場合、会社は副業や兼業を禁止することができる。

◆正解 ○

★正解率 84.8%

(4)企業には70歳までの雇用が義務付けられている。

◆正解 ×

★正解率 94.6%

●70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とするものであり義務ではない。

II 調査結果表

○調査票送付企業	7302 社
○回答企業	1052 社
○回答率	14.4%
○調査時期	2024年6月
○調査対象企業	従業員5名以上

<調査結果>

1. 年次有給休暇

(1) 出勤率が8割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

: 正解○

・ ○	504	47.9%
・ ×	540	51.3%

(2) 年次有給休暇5日以上取得義務化の日数には時間単位の時間数は含まれない。

: 正解○

・ ○	569	54.1%
・ ×	480	45.6%

(3) 年間の有給休暇取得率は50%以上となるよう義務付けられている。

: 正解×

・ ○	172	16.3%
・ ×	871	82.8%

(4) 4月に入社した新入社員に、4月から有給休暇を与えることができる。

: 正解○

・ ○	511	48.6%
・ ×	536	51.0%

2. 時間外労働等

(1) 所定労働時間が7時間30分の企業で時間外を30分した場合、必ず25%以上の割増賃金を払わなければならない。

: 正解×

・ ○	400	38.0%
・ ×	646	61.4%

(2) 1ヶ月あたりの時間外労働の上限は原則として45時間、繁忙期でも特例として月100時間未満、2～6ヶ月平均で80時間以内となっている。

: 正解○

・ ○	822	78.1%
・ ×	221	21.0%

(3) 2024年4月1日から、運送業、建設業、医師の時間外労働の上限は、月45時間、年360時間で、「特別条項付き36協定」を結んだ場合は、年720時間以内となる。

: 正解×

・ ○	639	60.7%
・ ×	393	37.4%

(4) 前もって休日と労働日を入れ替える振替休日では、休日労働に対する割増賃金の支払義務が発生しない。

: 正解○

・ ○	768	73.0%
・ ×	276	26.2%

3.同一労働同一賃金

(1) 同期入社の上社員同士が同一業務を行った場合、賃金は同程度にしなければならない。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 620 | 58.9% |
| ・ × | 425 | 40.4% |

(2) 上社員と非正規社員が同じ業務を行っている場合、業務に関係しない研修でも、同一の機会を提供する必要がある。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 696 | 66.2% |
| ・ × | 350 | 33.3% |

4.その他

(1) 石川県の地域別最低賃金は、2024年6月現在933円である。

: 正解○

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 966 | 91.8% |
| ・ × | 79 | 7.5% |

(2) フレックスタイム制には、必ず出勤しなければならない時間帯の設定が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 371 | 35.3% |
| ・ × | 666 | 63.3% |

(3) 副業や兼業を行うことで会社の業務に支障が出る場合、会社は副業や兼業を禁止することがきる。

: 正解○

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 892 | 84.8% |
| ・ × | 152 | 14.4% |

(4) 企業には70歳までの雇用が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 50 | 4.8% |
| ・ × | 995 | 94.6% |

IV-1 調査結果表 (従業員300人以上)

回答企業

38 社

<調査結果>

1. 年次有給休暇

(1) 出勤率が8割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

: 正解○

・ ○ 27 71.1%

・ × 11 28.9%

(2) 年次有給休暇5日以上取得義務化の日数には時間単位の時間数は含まれない。

: 正解○

・ ○ 25 65.8%

・ × 13 34.2%

(3) 年間の有給休暇取得率は50%以上となるよう義務付けられている。

: 正解×

・ ○ 1 2.6%

・ × 37 97.4%

(4) 4月に入社した新入社員に、4月から有給休暇を与えることができる。

: 正解○

・ ○ 29 76.3%

・ × 9 23.7%

2. 時間外労働等

(1) 所定労働時間が7時間30分の企業で時間外を30分した場合、必ず25%以上の割増賃金を払わなければならない。

: 正解×

・ ○ 6 15.8%

・ × 32 84.2%

(2) 1ヶ月あたりの時間外労働の上限は原則として45時間、繁忙期でも特例として月100時間未満、2~6ヶ月平均で80時間以内となっている。

: 正解○

・ ○ 30 78.9%

・ × 8 21.1%

(3) 2024年4月1日から、運送業、建設業、医師の時間外労働の上限は、月45時間、年360時間で、「特別条項付き36協定」を結んだ場合は、年720時間以内となる。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 20 | 52.6% |
| ・ × | 18 | 47.4% |

(4) 前もって休日と労働日を入れ替える振替休日では、休日労働に対する割増賃金の支払義務が発生しない。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 28 | 73.7% |
| ・ × | 10 | 26.3% |

3.同一労働同一賃金

(1) 同期入社の上社員同士が同一業務を行った場合、賃金は同程度にしなければならない。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 19 | 50.0% |
| ・ × | 19 | 50.0% |

(2) 上社員と非正規社員が同じ業務を行っている場合、業務に関係しない研修でも、同一の機会を提供する必要がある。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 17 | 44.7% |
| ・ × | 21 | 55.3% |

4.その他

(1) 石川県の地域別最低賃金は、2024年6月現在933円である。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 37 | 97.4% |
| ・ × | 1 | 2.6% |

(2) フレックスタイム制には、必ず出勤しなければならない時間帯の設定が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 10 | 26.3% |
| ・ × | 28 | 73.7% |

(3) 副業や兼業を行うことで会社の業務に支障が出る場合、会社は副業や兼業を禁止することがきる。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 36 | 94.7% |
| ・ × | 2 | 5.3% |

(4) 企業には70歳までの雇用が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 1 | 2.6% |
| ・ × | 37 | 97.4% |

IV-2 調査結果表 (従業員100人以上300人未満)

回答企業

90 社

<調査結果>

1. 年次有給休暇

(1) 出勤率が8割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

: 正解○

・ ○ 62 68.9%

・ × 28 31.1%

(2) 年次有給休暇5日以上取得義務化の日数には時間単位の時間数は含まれない。

: 正解○

・ ○ 58 64.4%

・ × 32 35.6%

(3) 年間の有給休暇取得率は50%以上となるよう義務付けられている。

: 正解×

・ ○ 4 4.4%

・ × 86 95.6%

(4) 4月に入社した新入社員に、4月から有給休暇を与えることができる。

: 正解○

・ ○ 63 70.0%

・ × 27 30.0%

2. 時間外労働等

(1) 所定労働時間が7時間30分の企業で時間外を30分した場合、必ず25%以上の割増賃金を払わなければならない。

: 正解×

・ ○ 13 14.4%

・ × 77 85.6%

(2) 1ヶ月あたりの時間外労働の上限は原則として45時間、繁忙期でも特例として月100時間未満、2~6ヶ月平均で80時間以内となっている。

: 正解○

・ ○ 80 88.9%

・ × 9 10.0%

(3) 2024年4月1日から、運送業、建設業、医師の時間外労働の上限は、月45時間、年360時間で、「特別条項付き36協定」を結んだ場合は、年720時間以内となる。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 48 | 53.3% |
| ・ × | 40 | 44.4% |

(4) 前もって休日と労働日を入れ替える振替休日では、休日労働に対する割増賃金の支払義務が発生しない。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 74 | 82.2% |
| ・ × | 16 | 17.8% |

3.同一労働同一賃金

(1) 同期入社の上社員同士が同一業務を行った場合、賃金は同程度にしなければならない。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 45 | 50.0% |
| ・ × | 44 | 48.9% |

(2) 上社員と非正規社員が同じ業務を行っている場合、業務に関係しない研修でも、同一の機会を提供する必要がある。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 52 | 57.8% |
| ・ × | 38 | 42.2% |

4.その他

(1) 石川県の地域別最低賃金は、2024年6月現在933円である。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 86 | 95.6% |
| ・ × | 4 | 4.4% |

(2) フレックスタイム制には、必ず出勤しなければならない時間帯の設定が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 37 | 41.1% |
| ・ × | 52 | 57.8% |

(3) 副業や兼業を行うことで会社の業務に支障が出る場合、会社は副業や兼業を禁止することがきる。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 81 | 90.0% |
| ・ × | 9 | 10.0% |

(4) 企業には70歳までの雇用が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 2 | 2.2% |
| ・ × | 88 | 97.8% |

IV-3 調査結果表 (従業員50人以上100人未満)

回答企業

102 社

<調査結果>

1. 年次有給休暇

(1) 出勤率が8割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

: 正解○

・ ○ 65 63.7%

・ × 37 36.3%

(2) 年次有給休暇5日以上取得義務化の日数には時間単位の時間数は含まれない。

: 正解○

・ ○ 63 61.8%

・ × 39 38.2%

(3) 年間の有給休暇取得率は50%以上となるよう義務付けられている。

: 正解×

・ ○ 5 4.9%

・ × 97 95.1%

(4) 4月に入社した新入社員に、4月から有給休暇を与えることができる。

: 正解○

・ ○ 67 65.7%

・ × 35 34.3%

2. 時間外労働等

(1) 所定労働時間が7時間30分の企業で時間外を30分した場合、必ず25%以上の割増賃金を払わなければならない。

: 正解×

・ ○ 28 27.5%

・ × 74 72.5%

(2) 1ヶ月あたりの時間外労働の上限は原則として45時間、繁忙期でも特例として月100時間未満、2~6ヶ月平均で80時間以内となっている。

: 正解○

・ ○ 89 87.3%

・ × 13 12.7%

(3) 2024年4月1日から、運送業、建設業、医師の時間外労働の上限は、月45時間、年360時間で、「特別条項付き36協定」を結んだ場合は、年720時間以内となる。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 62 | 60.8% |
| ・ × | 40 | 39.2% |

(4) 前もって休日と労働日を入れ替える振替休日では、休日労働に対する割増賃金の支払義務が発生しない。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 84 | 82.4% |
| ・ × | 18 | 17.6% |

3.同一労働同一賃金

(1) 同期入社の上社員同士が同一業務を行った場合、賃金は同程度にしなければならない。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 55 | 53.9% |
| ・ × | 47 | 46.1% |

(2) 上社員と非正規社員が同じ業務を行っている場合、業務に関係しない研修でも、同一の機会を提供する必要がある。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 63 | 61.8% |
| ・ × | 39 | 38.2% |

4.その他

(1) 石川県の地域別最低賃金は、2024年6月現在933円である。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 96 | 94.1% |
| ・ × | 6 | 5.9% |

(2) フレックスタイム制には、必ず出勤しなければならない時間帯の設定が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 38 | 37.3% |
| ・ × | 64 | 62.7% |

(3) 副業や兼業を行うことで会社の業務に支障が出る場合、会社は副業や兼業を禁止することがきる。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 95 | 93.1% |
| ・ × | 7 | 6.9% |

(4) 企業には70歳までの雇用が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 1 | 1.0% |
| ・ × | 101 | 99.0% |

IV-4 調査結果表

(従業員数10人以上50人未満)

回答企業

427 社

<調査結果>

1. 年次有給休暇

(1) 出勤率が8割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

: 正解○

・ ○ 207 48.5%

・ × 216 50.6%

(2) 年次有給休暇5日以上取得義務化の日数には時間単位の時間数は含まれない。

: 正解○

・ ○ 224 52.5%

・ × 202 47.3%

(3) 年間の有給休暇取得率は50%以上となるよう義務付けられている。

: 正解×

・ ○ 47 11.0%

・ × 376 88.1%

(4) 4月に入社した新入社員に、4月から有給休暇を与えることができる。

: 正解○

・ ○ 212 49.6%

・ × 213 49.9%

2. 時間外労働等

(1) 所定労働時間が7時間30分の企業で時間外を30分した場合、必ず25%以上の割増賃金を払わなければならない。

: 正解×

・ ○ 168 39.3%

・ × 257 60.2%

(2) 1ヶ月あたりの時間外労働の上限は原則として45時間、繁忙期でも特例として月100時間未満、2~6ヶ月平均で80時間以内となっている。

: 正解○

・ ○ 325 76.1%

・ × 100 23.4%

(3) 2024年4月1日から、運送業、建設業、医師の時間外労働の上限は、月45時間、年360時間で、「特別条項付き36協定」を結んだ場合は、年720時間以内となる。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 259 | 60.7% |
| ・ × | 160 | 37.5% |

(4) 前もって休日と労働日を入れ替える振替休日では、休日労働に対する割増賃金の支払義務が発生しない。

: 正解○

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 319 | 74.7% |
| ・ × | 106 | 24.8% |

3.同一労働同一賃金

(1) 同期入社の上社員同士が同一業務を行った場合、賃金は同程度にしなければならない。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 266 | 62.3% |
| ・ × | 159 | 37.2% |

(2) 上社員と非正規社員が同じ業務を行っている場合、業務に関係しない研修でも、同一の機会を提供する必要がある。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 285 | 66.7% |
| ・ × | 140 | 32.8% |

4.その他

(1) 石川県の地域別最低賃金は、2024年6月現在933円である。

: 正解○

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 397 | 93.0% |
| ・ × | 27 | 6.3% |

(2) フレックスタイム制には、必ず出勤しなければならない時間帯の設定が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 141 | 33.0% |
| ・ × | 281 | 65.8% |

(3) 副業や兼業を行うことで会社の業務に支障が出る場合、会社は副業や兼業を禁止することがきる。

: 正解○

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 365 | 85.5% |
| ・ × | 59 | 13.8% |

(4) 企業には70歳までの雇用が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 20 | 4.7% |
| ・ × | 405 | 94.8% |

IV-5 調査結果表 (従業員数10人未満)

回答企業

328 社

<調査結果>

1. 年次有給休暇

(1) 出勤率が8割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

: 正解○

・ ○ 119 36.3%

・ × 206 62.8%

(2) 年次有給休暇5日以上取得義務化の日数には時間単位の時間数は含まれない。

: 正解○

・ ○ 167 50.9%

・ × 160 48.8%

(3) 年間の有給休暇取得率は50%以上となるよう義務付けられている。

: 正解×

・ ○ 95 29.0%

・ × 230 70.1%

(4) 4月に入社した新入社員に、4月から有給休暇を与えることができる。

: 正解○

・ ○ 110 33.5%

・ × 216 65.9%

2. 時間外労働等

(1) 所定労働時間が7時間30分の企業で時間外を30分した場合、必ず25%以上の割増賃金を払わなければならない。

: 正解×

・ ○ 157 47.9%

・ × 168 51.2%

(2) 1ヶ月あたりの時間外労働の上限は原則として45時間、繁忙期でも特例として月100時間未満、2~6ヶ月平均で80時間以内となっている。

: 正解○

・ ○ 252 76.8%

・ × 73 22.3%

(3) 2024年4月1日から、運送業、建設業、医師の時間外労働の上限は、月45時間、年360時間で、「特別条項付き36協定」を結んだ場合は、年720時間以内となる。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 206 | 62.8% |
| ・ × | 116 | 35.4% |

(4) 前もって休日と労働日を入れ替える振替休日では、休日労働に対する割増賃金の支払義務が発生しない。

: 正解○

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 220 | 67.1% |
| ・ × | 103 | 31.4% |

3.同一労働同一賃金

(1) 同期入社の上社員同士が同一業務を行った場合、賃金は同程度にしなければならない。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 197 | 60.1% |
| ・ × | 129 | 39.3% |

(2) 上社員と非正規社員が同じ業務を行っている場合、業務に関係しない研修でも、同一の機会を提供する必要がある。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 228 | 69.5% |
| ・ × | 97 | 29.6% |

4.その他

(1) 石川県の地域別最低賃金は、2024年6月現在933円である。

: 正解○

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 293 | 89.3% |
| ・ × | 33 | 10.1% |

(2) フレックスタイム制には、必ず出勤しなければならない時間帯の設定が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 123 | 37.5% |
| ・ × | 199 | 60.7% |

(3) 副業や兼業を行うことで会社の業務に支障が出る場合、会社は副業や兼業を禁止することがきる。

: 正解○

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 263 | 80.2% |
| ・ × | 61 | 18.6% |

(4) 企業には70歳までの雇用が義務付けられている。

: 正解×

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ・ ○ | 21 | 6.4% |
| ・ × | 303 | 92.4% |